

令和6年度 建設業法等研修会 経営事項審査

- 1 税務署の受付印の廃止について
- 2 工事経歴書に記載した工事の確認書類について
- 3 「建設業退職金共済への加入の有無」に関する添付書類について
- 4 技術職員名簿 有資格区分コード「005」
- 5 経営事項審査における承継
- 6 再審査について
- 7 注意事項・お願い

1 税務署の受付印の廃止について

「...令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。」（国税庁HPより抜粋）

経営事項審査への影響

◆審査対象事業年度分の消費税確定申告書及び添付書類
（工事種類別完成工事高の確認書類）

◆所得税確定申告書
（個人事業主の専従者の方の常勤性確認書類）

現 状：税務署の受付印が押印されていることが必要。
令和7年1月以降：令和7年1月以降に税務署に提出された申告書
については、税務署の受付印なしでも受け付けることとします。

※ e - T a x をご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。

2 工事経歴書に記載した工事の確認書類について

工事経歴書
の確認書類

- ① 工事請負契約書
- ② 注文書 + 請書
- ③ 工事内容及び入金がわかる書類
(請求書 + 通帳 (写) 等)

工事経歴書に記載した**すべての工事**について確認

令和6年度から

工事経歴書に記載した**請負金額の上位3件分** (元請・下請合わせて**金額の大きい順**) の工事について確認

※工事経歴書の記載方法に変更はありません。

2 工事経歴書に記載した工事の確認書類について CASE 1. 進行基準で記載した工事がある場合

(建設工事の種類)

土木一式 工事 (税込 ・ (税抜))

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期		
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別 (該当箇所には印を記載)	主任技術者	監理技術者	うち、 ・ PC ・ 法面処理 ・ 鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
和歌山県知事	元請	①	港湾整備工事	和歌山県 和歌山市	和歌山 太郎			(33000) 56,000 千円	0 千円	令和 4年 2月	令和 6年 1月
かつらぎ町長	元請	②	道路新設工事	和歌山県 かつらぎ町	和歌山 次郎	レ		10,000 千円	0 千円	令和 5年 1月	令和 5年 11月
大阪建設	下請	③	トンネル工事	大阪府 大阪市	和歌山 次郎	レ		11,000 千円	0 千円	令和 5年 2月	令和 5年 9月
紀の川市長	元請	④	道路舗装工事	和歌山県 紀の川市	和歌山 三郎	レ		(7,000) 15,000 千円	0 千円	令和 5年 1月	令和 5年 12月
								千円	0 千円	令和 年 月	令和 年 月
			その他4件					17,885 千円	0 千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

小 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

合 計	8 件	78,885 千円	千円	うち 元請工事	
				56,000 千円	千円

2 工事経歴書に記載した工事の確認書類について
CASE 2. 業種間積み上げを行う場合

	含めることができる専門工事
土木一式 工事	(と) (石) (ほ) (しゅ) (水) (鋼) (解) ※ (鋼) (解) については土木に関する工事に限る。
建築一式 工事	(大) (左) (屋) (夕) (板) (ガ) (防) (内) (絶) (具) (電) (管) (鋼) (筋) (塗) (解) ※ (電) (管) (鋼) (筋) (塗) (解) については建築に関する工事に限る。

(と)	(石)	(夕)	(解)	(ガ)	(具)
(石)	(と)			(内)	(具)
(屋)	(板)			(絶)	(管)
(電)	(通)	(消)		(通)	(電)
(管)	(絶)	(水)	(消)	(具)	(板) (ガ)
(夕)	(と)			(消)	(電) (管)
(鋼)	(筋)			(水)	(管)
(板)	(屋)			(解)	(と)

積み上げ先だけでなく、**積み上げ元**の業種についても上位3件分の確認書類が必要です。

2

工事経歴書に記載した工事の確認書類について CASE 3. 上位3件に入らない工事で、プレストレストコンクリート構造物 工事、法面工事または鋼橋上部工事がある場合

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工事経歴書

（建設工事の種類） 土木一式工事（税込・税抜）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期			
					氏名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所に印を記載）	うち ・PC ・法面工事 ・鋼橋上部	千円	千円	着工年月	完成又は 完成予定年月	
		主任技術者	監理技術者									
和歌山県知事	元請		港湾整備工事	和歌山県 和歌山市	和歌山 太郎	レ	(33000) 56,000	0	千円	千円	令和 4年 2月	令和 6年 1月
かつらぎ町長	元請		道路新設工事	和歌山県 かつらぎ町	和歌山 次郎	レ	10,000	0	千円	千円	令和 5年 1月	令和 5年 11月
大阪建設	下請		トンネル工事	大阪府 大阪市	和歌山 次郎	レ	11,000	0	千円	千円	令和 5年 2月	令和 5年 9月
紀の川市長	元請		道路舗装工事	和歌山県 紀の川市	和歌山 三郎	レ	(7,000) 15,000	3,000	千円	千円	令和 5年 1月	令和 5年 12月
								0	千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
			その他4件				78,885	0	千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

上位3件に入らなければ、
仕様書等の工事内容がわか
る書類の提出も不要。

小計	8 件	78,885 千円	3,000 千円	うち 元請工事	
				56,000 千円	3,000 千円
合計	8 件	78,885 千円	3,000 千円	56,000 千円	3,000 千円

③ 「建設業退職金共済への加入の有無」に関する添付書類について

建設業退職金共済組合加入・履行証明書【原本】
+ 共済手帳受払簿および共済証紙受払簿

令和6年度から

建設業退職金共済組合加入・履行証明書【原本】
のみ

加点の要件：「制度を適正に履行しているか」

◆該当期間の使用実績がない

◆証紙を購入・保有はしているが手帳に証紙を貼付していない など

↳ 制度を適切に履行していない = 建退共支部から加入・履行証明書が発行されない
⇒ 加入・履行証明書が発行されている = 制度を適切に履行していると判断

005 = 令28条該当

= 監理技術者の行うべき職務を補佐する者

点数：4点として評価

① 主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補（※1）である者

（※1）一級技士補：令和3年度からの新たな技術検定制度において、第1次試験に合格した者。

★経審時提出書類

一級一次検定の合格証 + 主任技術者になれる資格の証明書

② 監理技術者要件を満たす者

- ・ 実務経験者（指定建設業（※2）を除く。）
- ・ 国土交通大臣特別認定者

（※2）指定建設業：土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園

★経審時提出書類

実務経験証明書及び指導監督的実務経験証明書、指定学科卒業者は卒業証明書、認定証

5 経営事項審査における承継

< 法人成り >

1. 被承継人が建設業を廃業すること❌
2. 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
3. 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
4. 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

< 個人承継 >

1. 承継人が被承継人の配偶者または2親等以内の者であること
2. 被承継人が建設業を廃業すること❌
3. 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
(やむを得ない事情により連続していない場合を除く)
4. 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

(❌) 許可の承継時には要件となっていないので注意してください。
納税地の所管税務署長に「廃業届出書(控)」を提出していない場合、完工高、利益額及び営業年数は経審上、引継ぐことができません

5 経営事項審査における承継

承継にかかる経営事項審査の提出書類

<法人成>

- ①経営事項審査にかかる承継の届出書（法人成り）（別記様式第1号）
 - ・・・承継したことを届け出る書面
- ②誓約書（別記様式第2号）
 - ・・・被承継人が50%以上出資して設立した法人であることの誓約書面
- ③被承継人の事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の廃業届出書（控）の写し
 - ・・・被承継人が建設業を廃業したことを確認するための書面
- ④設立した法人の商業登記に係る全部事項証明書
 - ・・・法人を設立したこと、被承継人が代表取締役就任していることを確認するための書面
- ⑤定款
 - ・・・被承継人が発起人になっていることを確認するための書面
- ⑥創立総会の議事録（会社法第25条第1項第2号の方法により設立する場合に限る。）
 - ・・・発起人以外に出資した者があることを確認するための書面
- ⑦法人設立時の財務諸表
 - ・・・被承継人の事業年度と連続していることを確認するための書面
- ⑧個人の営業の最終年度に関する財務諸表
 - ・・・承継法人の事業年度と連続していることを確認するための書面

(※) 和歌山県入札参加資格の承継手続きを行う場合は不要です

5 経営事項審査における承継

承継にかかる経営事項審査の提出書類

<個人承継>

- ①経営事項審査にかかる承継の届出書（個人承継）（別記様式第3号）
 - ・・・承継したことを届け出る書面
- ②営業引継に対する同意書（別記様式第4号）【相続に係る認可】
 - ・・・被承継人から承継人に承継された事実を確認するための相続人の同意書面
- ③すべての相続人の印鑑証明書【相続に係る認可】
 - ・・・上記同意書面の証明力を高めるための書面
- ④承継人と被承継人の続柄及び被承継人のすべての相続人が確認できる被承継人に係る戸籍謄本等（必要な場合には除籍謄本等）
 - ・・・承継人と被承継人の続柄を確認するため及び上記同意書面の証明力を高めるための書面
- ⑤被承継人の事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の廃業届出書（控）の写し
 - ・・・被承継人が建設業を廃業したことを確認するための書面
- ⑥承継人の事業の開始により、納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の開業届出書（控）の写し
 - ・・・承継人が建設業を開業したことを確認するための書面
- ⑦被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表
 - ・・・承継人の事業年度と連続していることを確認するための書面
- ⑧承継人の営業開始時の財務諸表
 - ・・・被承継人の事業年度と連続していることを確認するための書面

(※) 和歌山県入札参加資格の承継手続きを行う場合は不要です

5 経営事項審査における承継 認可手続き後の経営事項審査受審日について

許可の承継認可を受けた場合、認可前の経審の有効期間を引き継ぎます。

よって、承継日を基準日とした経審を受審せずに、承継後初めての決算日を基準とした経審を受審していただくことができます場合があります。

(例) 承継日：R5年9月1日 直前の経審基準日：R4年12月31日 決算日：毎年12月31日

- ・直前に受審した経審の有効期間（1年7か月） → R6年7月31日
- ・承継後の決算日を基準日とした経審の受審予定日 → R5年5月15日
- ・R6年12月31日を基準日とする経審の結果通知書の発行予定日 → R6年6月下旬頃



結果通知書の発行予定日が直前に受審した経審の有効期間内
(受審日から結果通知書発行まで1か月程度)の場合は、承継
日を基準日とする経審を受審しなくてもよい※

(※) ただし、『和歌山県入札参加資格の承継手続きを行った建設業者』については、認可後「速やかに」承継日を基準日とする経営事項審査を受審する必要があります。
経審を受審するタイミングについて不明な点があれば、建設部又は技術調査課にご相談ください。

⑥ 再審査について

「申請書の記載が間違っていた」 → 原則、再審査は行えません。

建設業法第27条の28

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、申請者の責任に帰する案件は異議とは認められず、再審査の対象とはなりません。

◆再審査の申立てが行える場合

- ・ 行政（審査）庁側の誤り等により、結果通知書の内容が申請内容と異なる場合
⇒結果通知を受けた日から30日以内
- ・ 国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合
⇒当該改正の日から120日以内

申請内容に間違いがないか、よく確認してから申請を！

7 注意事項・お願い 定期経審の申込について

- ・各種証明書等の更新・入手は期限に余裕をもってご準備ください。
- ・経営事項審査定期申請の申し込み時期は県のホームページに掲載しております。
(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/keisinn_top_d/fil/R06_keishin_nittei.pdf)
- ・万が一、定期申請の時期に間に合わない場合は、**必ず、各振興局建設部、又は技術調査課担当者あてご連絡をお願いします。**

令和6年度 建設業法等研修会 経営事項審査

ご清聴いただきありがとうございました



和歌山県技術調査課 建設業班

TEL : 073-441-3069 FAX : 073-428-1810

MAIL : e0811004@pref.wakayama.lg.jp